

FAQ（よくある質問）

私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進補助）

1 制度全般

Q1 この補助金の目的は何ですか。

A 自己点検評価や第三者評価の実施及び情報公開を促進し、専修学校の教育の質の向上と社会的信頼性の向上を図ることを目的としています。

Q2 どの学校が対象になりますか。

A 東京都内に所在する私立専修学校で、専門課程を設置する学校の設置者等が対象です。（学校が都内であれば設置者が都外に所在している場合でも対象となります。）

Q3 他の補助金を受けている事業も対象になりますか。

A 同じ経費について国や地方公共団体等の他の補助金を受ける場合は、本補助金の対象経費にはできません。

Q4 昨年度に続いて今年度も評価を行った場合、補助の対象となりますか。

A 新たなデータに基づき評価を行い、報告書を作成する場合は、補助の対象となります。当該年度に報告書を作成する経費が補助の対象です。

2 自己点検評価について

Q5 自己点検評価とは何ですか。

A 学校の教職員が、自校の理念や目標に照らして教育活動、学修成果、学校運営等を自ら点検・評価する取組です。

Q6 自己点検評価を実施する際の要件はありますか。

A 次の要件を満たす必要があります。

- 文部科学省の「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づくこと
 - ガイドラインと同程度以上の評価項目を設定すること
 - 結果を報告書として取りまとめること
-

Q7 自己点検評価の補助額はいくらですか。

A 1校当たり 20 万円の定額です。

Q8 自己点検評価報告書は提出が必要ですか。

A 成果物として自己点検評価報告書の提出が必要です。原則として交付申請時に提出します。ただし当該年度の実績に基づき評価を行う等で、交付申請時に間に合わない場合は、実績報告書の提出時に合わせて提出します。

3 第三者評価について

Q9 第三者評価とは何ですか。

A 自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者が学校の教育活動や学校運営等を評価するものです。

Q10 第三者評価のみ実施する場合でも補助の対象になりますか。

A いいえ。第三者評価は自己点検評価の結果を踏まえて実施することが要件となっています。

Q11 第三者評価は誰が実施できますか。

A 次のいずれかに該当する評価者が実施する必要があります。

- 評価機関又は組織
- 所定の評価者養成研修を修了した評価者 3 名以上

Q12 評価者養成研修はいつ受講したものであればよいですか。

A 補助年度から起算して過去 5 年以内に修了した研修である必要があります。

Q13 第三者評価ではどのような項目を評価する必要がありますか。

A 主に次の観点を含める必要があります。

- 文部科学省ガイドラインの必須項目及び都が指定する項目
- 学生の受入れ及び学生支援
- 教育活動の基盤及び改善・向上の取組
- 情報公開及び社会的説明責任

Q14 留学生を受け入れている学校は追加の評価が必要ですか。

A 必要です。主要な項目・観点（Q13）に加えて、「適正な在籍管理及び進路指導に関する評価」を含めなければなりません。

Q15 評価の実施方法及び体制が分かる書類とはどのようなものですか。

A 第三者評価を行う機関等が作成した書類（様式は任意）で以下の内容が分かるものを交付申請時に提出します。

- 第三者評価機関等の概要（組織概要、評価体制のしくみ）
- 過去の評価実績（評価時期、学校名）
- 評価項目（今回の評価で実施する項目一覧）

Q16 第三者評価の補助対象経費はどのようなものですか。

A 外部の見識を有する者による評価の実施に直接必要な経費（委託費、謝金、旅費その他必要な経費）が対象です。学校側で発生した経費（事務費等）は対象外です。

Q17 第三者評価の補助額はどのように計算しますか。

A 実支出額の2分の1（100円未満切捨て）です。1校当たり60万円が上限です。

Q18 第三者評価に120万円かかった場合の補助額はいくらですか。

A $120 \text{ 万円} \times 1/2 = 60 \text{ 万円}$ となるため、補助額は60万円です。

Q19 分野加算とは何ですか。

A 専修学校設置基準に定める分野を超えて評価を実施する場合、3分野目以降について1分野ごとに上限額へ10万円が加算されます。

Q20 第三者評価報告書は提出が必要ですか。

A 成果物として第三者評価報告書の提出が必要です。交付申請時または実績報告時に提出します。

4 その他

Q21 交付決定後に事業内容を変更もしくは中止する場合はどうなりますか。

A 事前に東京都へ申請し、承認を受ける必要があります。
